

三田市附属機関の設置に関する条例新旧対照表

現行					改正案				
第1条 省略 (設置)					第1条 省略 (設置)				
第2条 本市(以下「市」という。)に次の表に掲げる附属機関を置く。					第2条 本市(以下「市」という。)に次の表に掲げる附属機関を置く。				
附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	任期	附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	任期
市長	省略				市長	省略			
	三田市まちづくり基本条例行政評価検討委員会	行政評価制度に関する事項についての調査審議	8人以内	諮問に係る審議が終了するまで		三田市行政評価委員会	(1) 三田市行政評価条例(平成27年三田市条例第 号)第5条第3項に規定する外部評価に関すること。 (2) 行政評価の見直しについて意見を述べること。	6人以内	2年
	省略					省略			
以下省略					以下省略				

三田市まちづくり基本条例新旧対照表

現行	改正案
第1条～第43条 省略 (行政評価)	第1条～第43条 省略 (行政評価)
第44条 市長等は、効率的かつ効果的な行政運営を図るため、市長等が行う <u>施策及び事業の実施内容について評価を行い、その結果を施策等の改善及び見直しに反映させなければなりません。</u>	第44条 市長等は、効率的かつ効果的な行政運営を図るため、市長等が行う <u>施策や事業の実施内容について行政評価を行い、その結果を施策等の改善や見直しに反映させなければなりません。</u>
2 <u>市長等は、重要な施策の評価を行うに当たって、市民及び有識者等によって構成される第三者機関を設置します。</u>	2 <u>行政評価の手續その他必要な事項は、三田市行政評価条例(平成27年三田市条例第 号)で定めるところによります。</u>
3 <u>市長等は、評価の結果については多様な広報手段を用いて、市民に分かりやすく公表しなければなりません。</u>	
4 <u>評価手法その他評価の手續等に関し必要な事項は、別に条例で定めます。</u>	
以下省略	以下省略